

時・令和4年12月23日（金）

於・特許庁特別会議室＋Teams会議室

産業構造審議会知的財産分科会 第11回商標制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		2
	報告書案の提示		2
3. 閉	会		13

開 会

○松本制度審議室長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第11回商標制度小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては田村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。議事に移る前に、委員の出欠状況及び定足数等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は田村委員長、石井委員、大向委員、齊藤委員、橋本委員、宮川委員におかれましては会議室から御出席、蘆立委員、井関委員、國分委員、島並委員、高崎委員におかれましてはTeams会議室から御出席いただいております。本日は商標制度小委員会に所属する11名の全委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会運営規程第13条第6項に基づき、本日の委員会は成立となります。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前にデータでもお送りさせていただいておりますが、座席表、議事次第、配布資料一覧、タブレットの使い方についてはお手元に紙で配布させていただき、その他の資料についてはお手元のタブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方についてお困りの場合には、お席で挙手いただくなど合図していただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○田村委員長 ありがとうございました。

議 事

報告書案の提示

○田村委員長 それでは、議事に入ります。報告書案の提示について、資料1 報告書案、「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」を基に、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○松本制度審議室長 それでは、資料1 を御覧ください。タイトル「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」となっております。

1 ページ、開催経緯を記載してございます。

2 ページ、委員名簿を記載してございます。第9回のオブザーバーの方も記載をしてございます。

それから3 ページに目次がございまして、4 ページが「はじめに」でございまして。「はじめに」は、ビジネスの環境が大きく変化する中で、商標を活用したブランド戦略がより一層重要な役割を果たすこととなる。大企業に加え、中小企業や新たに事業を始めるスタートアップ企業に対しても商標を活用した更なるブランド戦略を支援していく必要があるとともに、近年のビジネスの実情や企業の商標実務を踏まえ、時代に合わせた商標制度の見直しが求められている。また、2022年6月の特許庁政策推進懇談会取りまとめについても言及をしてございます。本小委員会では、商標を活用したブランド戦略展開に資するものとして、主として他人の氏名を含む商標の登録要件緩和、コンセント制度の導入、Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願をする際の本国官庁手数料の納付方法の変更について検討を行ってきたと記載をしてございます。

続きまして、「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」につきまして、根岸室長から御説明いたします。

○根岸商標制度企画室長 それでは、5 ページから17ページまで、商標制度企画室の根岸から御説明させていただきます。

5 ページから、1 「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」についてでございます。

(1)「現行制度の概要」です。①「商標法4条1項8号について」。構成中に他人の氏名等を含む商標は、同号に該当し、当該他人の承諾がない限り、商標登録を受けることができない。本規定の趣旨は、他人の人格的利益の保護にあるとされている。

②「裁判所における判断、解釈について」。近時の裁判例において、本規定は厳格に解釈されており、他人の氏名の知名度、出願人の知名度の有無等は考慮されず、文言どおり商標の構成中に他人の氏名を含むかどうかで同号該当性を判断している。

以下として、本規定に関する主な裁判例を掲載しています。

6 ページを御覧ください。③「現行の審査運用について」。本規定は近時の裁判例において厳格に解釈されているところ、これを受け、特許庁の審査・審判実務においても、同様の判断が行われている。その結果、従来は登録が認められていた、構成中に氏名を含む商標について、近年、同一人による同一の氏名に係る商標の出願が拒絶される、という事態が生じている。

以下として、本規定の解釈の厳格化が顕著になって以降、審査で出願が拒絶された主な事例を掲載しています。

7 ページを御覧ください。(2)「現行制度の課題」です。①「氏名ブランドの保護の要請と国際的な制度調和について」。現行制度に対しては、創業者やデザイナー等の氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、本規定の要件緩和の要望がある。また、氏名を含む商標が採用されることの多いファッションブランドの多くは中小企業が展開するものであるところ、そのような中小・スタートアップ企業のブランド保護の観点からも、本規定を整備する必要がある。さらに、諸外国では他人の氏名の知名度を要件とする制度が設けられているところ、国際的な制度調和の観点からも、本規定の見直しが求められている。

②「調査研究の概要について」。前述のとおり、近時、構成中に氏名を含む商標の出願が拒絶される傾向にあるところ、学識者・ユーザー等からは、氏名を含むブランド名の保護に欠けるとの指摘を受けている。そこで、令和3年度に調査研究が行われたところ、

(ア) 本規定が他人の人格的利益を過度に保護し過ぎている印象がある等の学識経験者からの指摘、(イ) ファッション業界を中心に、ブランド戦略上、氏名商標は必要不可欠である等のニーズ、(ウ) 諸外国において、他人の氏名の知名度を要件とする制度が導入されていること等の結果が得られている。

(3)「本小委員会での検討」です。①「議論の概要」。現行制度の課題を踏まえて、事務局から、本規定の趣旨を変えることなく、本規定の他人の氏名に一定の知名度の要件を課す方向での法改正を検討することの提案がされたところ、本小委員会においては、本規定で保護すべき人格的利益の範囲、知名度の要件を課すことと本規定の趣旨である人格的利

益の保護との整合性、一定の知名度の具体的な判断内容、無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願への対応等を主な論点として検討を行った。

8 ページを御覧ください。なお、憲法及び民法上の人格的利益の考え方に関して意見を伺うため、オブザーバーとして、大日方信春教授、山本敬三教授、米村滋人教授を迎えた上で検討を行った。

②「主な論点について」。(ア)「本規定の趣旨である人格的利益の保護について」。本規定の趣旨は、他人の人格的利益の保護にあるとされているが、マツモトキヨシ音商標事件判決において、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定である旨判示されたところである。

そこで、事務局から、現行制度に係る課題は、出願人の商標登録を受ける利益より、他人の氏名に係る人格的利益が過度に優先された結果、生じているものとした上で、他人の人格的利益の保護という本規定の趣旨を変更することなく、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整方法を見直すことが妥当ではないか、本規定の保護する人格的利益を、出願に係る指定商品・役務と氏名とを結びつけられることによる弊害又は不利益を受けない権利と整理できるのではないか、その前提にあって、他人の知名度が高ければ、特定の商品・役務と氏名とを結びつけられることによる弊害又は不利益が大きくなる場所、本規定の他人の氏名に一定の知名度の要件を課す方向で、法改正を検討すべきではないか、とする提案があり、本小委員会では、これらについて検討を行った。

本小委員会において、現行制度は、他人の氏名に係る人格的利益が過度に保護されていること、指定商品・役務と氏名との結合により特定の人想起されなければ、氏名権は侵害されないとして商標登録を認めることは、調整の在り方として是認されること、氏名にまつわる感情侵害を防止する法益が憲法上のものとされるとしても、適切な制約は許されること、他人の氏名に一定の知名度の要件を設けることについては、憲法学上の見地からも違和感がないこと等の意見があり、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整のため、本規定の他人の氏名に一定の知名度の要件を課す方向で、意見が一致した。

また、一定の知名度を要件として課すことに関し、本規定の趣旨、保護する利益、対象については、(i) 人格的利益として氏名にまつわる感情侵害の防止にあるとする意見、(ii) パブリシティ権の保護対象である顧客吸引力を有する者のみとすると狭過ぎるとする

意見、(iii)パブリシティ権やアイデンティティに係る人格的利益との衝突が回避可能か整理すべきとする意見、(iv)著名な氏名をフリーライドする場面に限定してよいとする意見があった。これらの意見を踏まえつつ、出願人側の事情を考慮することも含め、更に制度設計を検討した結果、人格的利益の保護という本規定の趣旨については、変更しない方向で取りまとめを行った。

9 ページを御覧ください。(イ)『『一定の知名度』の要件について』。求める知名度の程度について、著名とするか、又は需要者の間に広く認識されている、いわゆる周知とするかなどや、知名度の判断基準となる需要者の範囲について、指定商品・役務の需要者に限定せず、指定商品・役務を中心として、ある程度幅を持った需要者とするか等の詳細については、今後、法制化に際して検討を深めるとともに、審査基準ワーキンググループにおいて審議していくこととなった。

(ウ)「無関係な者による出願等の濫用的な出願への対応について」。本規定に一定の知名度の要件を設けた場合、一定の知名度のない氏名を含む商標については、無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願を許すこととなり、他人の人格的利益が侵害されるおそれがあると考えられるところ、現行の3条1項柱書や4条1項7号等の不登録事由で、濫用的な出願の全てのケースに対応することができるのか、出願人側の事情を考慮することを可能とすべきではないか、との意見があった。

そこで、本規定については、他人の氏名に一定の知名度の要件を課すことに加え、他人の氏名を含む出願について、出願人側の事情、例えば出願することに正当な理由があるかな等を考慮する要件を課すことが適当である、との意見で一致した。

出願人側の事情の考慮要素の想定例は、脚注4に掲載しておりますが、詳細については、今後、法制化に際して検討を深めるとともに、審査基準ワーキンググループにおいて審議していくこととなった。

(エ)「その他の検討事項について」。本規定には、他人の肖像又は名称を含む場合にも、当該他人の承諾を得ない限り商標登録を受けることができない旨規定されているところ、いずれについても氏名と同程度の改正のニーズが確認されていないため、現時点において改正の必要性は必ずしも高いものではない、と考えられるところ、本小委員会において、反対の意見はなかった。

10ページを御覧ください。また、本規定の改正後においても、自己の氏名を不正競争の目的なく、普通に用いられる方法で表示して使用する場合は、その氏名の知名度に関わら

ず商標権の効力を及ぼすべきでないことから、26条1項1号及び2項については、改正の必要性はないと考えられるところ、これに対しても反対の意見はなかった。

なお、本規定の改正に伴い、現行の本規定との関係で登録が困難な、氏名を含む商標を使用している者の利益が不当に害されないよう、継続的使用権等を認めるか否かについても、今後、検討を深める必要がある。

(4)「まとめ」です。出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整のため、本規定の他人の氏名に一定の知名度の要件を設けること、また、無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願の防止のため、出願人側の事情、例えば、出願することに正当な理由があるか、などを考慮する要件を課することが適当である。

見直し後の本規定の趣旨も、現行法と同様、他人の氏名に係る人格的利益を保護することにある。

一定の知名度の要件と出願人側の事情を考慮する要件との関係性については、(i)他人の氏名が一定の知名度を有する場合には、人格的利益の侵害の蓋然性が高いと考えられることから、出願人側の事情のいかんを問わず、出願が拒絶されることとなり、(ii)他人の氏名が一定の知名度を有しない場合は、出願人側の事情を考慮することで、他人の人格的利益が侵害されるような濫用的な出願は拒絶されることとなる。これにより、一定の知名度を有する他人の人格的利益のみならず、一定の知名度を有しない他人の人格的利益についても考慮されることになるため、他人の人格的利益の保護という本規定の趣旨が、制度設計において適切に反映されていると考えられる。なお、本規定は、人格権に由来する権利の一内容を構成するもの、と位置づけられているパブリシティ権をも保護するものである。

また、一定の知名度の程度や知名度の判断基準となる需要者の範囲、及び出願人側の事情を考慮する要件の詳細については、本規定の趣旨及び本小委員会における議論を踏まえつつ、法制化に際して更に検討を行うとともに、審査基準ワーキンググループにおいて具体的に検討を深める必要がある。

「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」については、以上のように取りまとめを作成しました。

引き続き、11ページを御覧ください。2「コンセンスト制度の導入」についてでございます。

(1)「現行制度の概要」です。①「商標法4条1項11号について」。同号により、出願に

係る商標が他人の先行登録商標と同一又は類似であり、かつ、当該出願に係る指定商品・役務と先行登録商標に係る指定商品・役務とが同一又は類似する場合には、当該出願は登録を受けることができない。本規定の趣旨は、商品又は役務の出所の混同防止にあるとされている。

②「諸外国で導入されているコンセント制度の概要」。コンセント制度とは、本規定に該当する場合であっても、先行登録商標の権利者による同意があれば両商標の併存登録を認める制度のことをいう。既に多くの国・地域で導入されており、グローバルなコンセント契約を結ぶ場合もあるところ、我が国において同様の手続がないことから、海外ユーザーによる日本での商標登録の障壁となっている、との意見がある。

(2)「現行制度の課題」です。①「過去の検討経緯」。我が国においては、これまでも同制度の導入について議論されてきたところであるが、単に当事者間で合意がされただけでは、併存する商標について、需要者が商品又は役務の出所について、誤認・混同するおそれを排除できないことや、現行制度においてもアサインバックの存在、運用の範囲内での対応の余地があったことから、今日まで導入されていない。

参考として、特許庁政策推進懇談会の報告書までの検討経緯について掲載しております。

12ページを御覧ください。②「運用による対応の限界について」。平成29年に導入された商標審査基準における運用、「商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について」、及び「出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い」は、後者が認められた事例は500件超あるものの、前者が認められた事例はわずか1件にとどまるところ、いずれもユーザーにとって利用しにくい場面があることが確認されている。

13ページを御覧ください。③「ユーザーニーズへの対応について」。我が国においてはコンセント制度が存在せず、商標同士が類似することを前提に併存登録を求める場合には、アサインバックの手法が用いられてきたところ、その際には、権利の一時的な移転に伴うリスクや、金銭的・手続的負担があることから、中小企業を含むユーザーからは、より簡便・低廉なコンセント制度の導入を望む声がある。また、諸外国にはコンセント制度が存在する一方で、我が国には同制度がないため、海外の顧客に対してアサインバックの説明を行う必要があり、それに伴うトラブルが生じることもあるため、早期の対応を求める声も寄せられている。

(3)「本小委員会での検討」です。①「議論の概要」。現行制度の課題やニーズを踏まえて、事務局から、制度導入に向けた検討を進めることの提案がされたところ、本小委員会

においては、国際的な制度調和の観点から、制度導入におおむね賛成の意見があったほか、留保型、完全型といった制度の種類の整理や、コンセントにより登録されたものであることのJ-PlatPat等による公示の必要性、過去の検討経緯における導入見送りの理由に関する検討の必要性について意見があった。他方、需要者の利益の保護を念頭に、アサインバックの規制の必要性、各国の商標制度の独自性等の観点も踏まえ、制度導入に反対する意見もあった。これらを踏まえて、コンセント制度導入の検討に当たって、以下の論点について整理された。

②「主な論点」。(ア)「制度導入に当たり本規定の適用除外規定を設けることについて」。事務局から、商標法に新たな規定を設け、所定の場合には、本規定の適用を除外する制度とする提案があり、本小委員会ではこれについて検討を行った。

14ページを御覧ください。本規定の趣旨は、出所の混同防止にあるところ、登録時のみではなく、登録後においても、出所混同の防止を担保できる制度を採用することで、本規定の除外規定を設けることに一定の合理性を認めることができる。また、本規定には、商標権者の権利保護の側面もあるという見解もあるところ、先行登録商標の権利者の同意が存在することで、適用を除外することの理由になり得る、と整理された。

(イ)「需要者の利益の保護」。商標法の目的の一つとして、需要者の利益の保護を掲げているが、本小委員会において、制度導入を求めているのは商標制度を利用している権利者や商標権を取得しようとしている者であって、需要者の意見が反映されていないとする意見があったことも踏まえ、需要者の利益の保護をどのように図っていくかについて議論したところ、権利者による同意があっても、なお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない留保型コンセント制度を採用し、登録時に出所混同のおそれを審査するとともに、登録後においては、混同防止表示の請求、不正使用取消審判の請求を可能にすることで、需要者の利益の保護を担保することができる、と整理された。

なお、脚注9に、設定登録前のアサインバックにより併存登録された商標についても、混同防止表示の請求や不正使用取消審判の請求を可能とすべき点について掲載し、脚注10に、審査における考慮要素の例、及び将来変動する可能性が高い事情はその考慮要素とはならない旨を掲載しております。

15ページを御覧ください。(ウ)「最高裁判決との関係整理」。過去の最高裁判決においては、本規定の類否判断に際して考慮することのできる取引の実情は、一般的・恒常的な事情に限られてきた。しかし、一般的・恒常的な事情に準じたものを考慮することで、実

際には出所混同のおそれが生じないと言えるものも存在し得る。

そこで、本規定の類否判断の方法については維持したまま、法改正により、当事者間で、将来にわたって、現在の使用状況等、当事者の合意によりコントロールが可能な事情を変更しない旨の具体的な合意が行われていることにより、登録査定後に当該事情が変動しないことを担保できるような場合には、これを一般的・恒常的な事情に準じたものとして、本規定の類否判断の枠外において考慮することが許される、と整理された。

さらに、本規定との関係では互いに類似する商標であっても、当該事情を考慮した上で、登録時及び登録後において、具体的に出所混同のおそれが生じないと判断される場合には、本規定の適用を除外する規定を設けて、登録を認めることが許されること、あわせて、登録後、実際に出所混同のおそれが生じた場合に備えて、混同防止表示の請求や取消審判請求の規定を設けることで、コンセント制度全体として、一定の合理性を持たせることができることとされた。

16ページを御覧ください。(エ)「コンセントにより登録されたことの公示について」。

本小委員会においては、コンセント制度により登録された商標について、その事実が容易に把握できるよう、J-PlatPat等で併存関係を確認できるようにするべきとの意見があった。ユーザーからの要請や、同制度に対する需要者の懸念緩和の観点からも、J-PlatPat等で公示を行う方向で調整を進めるとともに、そのようなシステム改修等に時間を要する場合には、特許庁ホームページにおいて公表する等の代替措置を行うべきであると整理された。

(4)「まとめ」です。コンセント制度導入に関しては、反対の意見もあったが、制度設計において、需要者の利益の保護が十分に担保されること、近年、制度導入に関するユーザーニーズが高まっていること、国際的な制度調和の要請があることなどを踏まえ、我が国においてコンセント制度を導入することが適当である、という意見が多数であり、おおむね賛同が得られたことから、本小委員会としては導入を進める方向で取りまとめを行った。

17ページを御覧ください。その制度設計に当たっては、需要者の利益の保護が十分に担保されるよう、先行登録商標の権利者の同意があっても、なお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない留保型コンセントの導入が適当である。また、登録後に出所混同のおそれが生じた場合や、実際に不正競争の目的によって出所混同が生じた場合に備え、混同防止表示の請求や不正使用取消審判の請求の規定を設けることが適当である。

なお、審査における出所混同のおそれの有無の判断に関する具体的な考慮要素等、詳細については、本小委員会の議論を踏まえつつ、審査基準ワーキンググループにおいて具体的に検討を深める必要がある。

コンセント制度の導入については、以上のように取りまとめを作成いたしました。

○鈴木国際意匠・商標出願室長 続きまして、18ページにつきまして、国際意匠・商標出願室の鈴木から御説明させていただきます。

3 「Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願をする際の本国官庁手数料の納付方法の変更」についてでございます。(1)の「現行制度の概要」ですが、マドリッド議定書に基づき、日本国特許庁に国際登録出願を行う場合、出願人は国際事務局が定める基本手数料、指定国ごとに定める個別手数料をスイスフランにて国際事務局へ、本国官庁手数料については特許印紙等により特許庁へ納付する必要があるございます。

従来、日本国特許庁を本国官庁として国際登録出願を行う方法は書面手続のみでしたが、令和4年6月から、書面手続に加えまして、国際事務局が提供するMadrid e-Filingシステムにより、電子出願が可能となりました。このシステムは国際事務局のサーバー上で願書の作成、提出等が可能であるほか、国際事務局に納付すべき基本手数料、個別手数料に加えて、本国官庁手数料も国際事務局に対してスイスフランで一括して納付することができる機能を備えております。

(2)の「現行制度の課題」ですが、現行法上、本国官庁手数料は特許庁に納付しなければならないとされていることから、e-Filingにより出願をする場合、出願手続きと基本手数料、個別手数料の納付とは別に特許庁への本国官庁手数料の納付手続として、特許印紙を貼付した書面の提出等が必要となり、電子出願の利便性を十分に享受できない状況となっております。

(3)の「本小委員会での検討」ですが、本国官庁手数料について、出願人がe-Filingを利用して国際登録出願をしようする場合に限り、他の手数料と一括でスイスフランにより国際事務局へ納付することを可能とする納付方法の変更について御審議いただき、委員の皆様のご賛同をいただきました。

したがいまして、(4)の「まとめ」といたしまして、本小委員会で検討いただきました内容を踏まえ、商標法について、所要の手当をすることが適当であるとさせていただきました。

私からは以上です。

○松本制度審議室長 続いて4「特許制度小委員会で審議された検討課題について」です。

20ページを御覧ください。特許制度小委員会において審議された送達制度の見直し、書面手続デジタル化の課題について、商標制度にも関わる論点であることから、対応の方向性について報告を受け、検討を行った。検討の結果、いずれの方向性についても全ての委員の賛同を得たと記載してございます。

21ページ、「おわりに」です。ビジネス環境が大きく変化していく中において、事業者のブランド戦略を支援していくためには、時代に合わせた商標制度の見直しが必要である。商標制度の見直しを行うに当たっては、ユーザーの意見を踏まえつつ、需要者の利益の保護に十分に留意した制度設計を図っていく必要がある。今後も取り巻く環境の変化に応じて、商標制度の在り方について検討していくことが望ましいと結論づけ、本小委員会において提言するものでございます。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明に関して、御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。御発言いただく際には、会議室にいらっしゃいます方は挙手いただきまして、御指名されましたら、事務局からマイクをお受け取りいただき、御発言ください。またオンラインにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクをオンにさせていただきますよう、お願いいたします。それでは御意見、御質問のある方はよろしくお願いいたします。齊藤委員、よろしくお願いいたします。

○齊藤委員 質問というよりはコメントという感じになりますが、まずは、今回、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。日本知財協会、知財ユーザー団体の代表として、また一ユーザーとしてコメントをさせていただきます。

知財協会（J I P A）では、本報告書のタイトルと内容との距離感について違和感を抱く意見はありました。しかしながら、今回、4ページ目の「はじめに」の表現にて、そのあたりを御考慮、修正いただいたことについて、感謝いたします。

また、ブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しとなると、ユーザー側にとっては、今回、検討してきたテーマ以外にも優先順位の高い課題が多々ありまして、例えばメタバースの出現により、ますます混雑が予想される第9類の整理などが商標実務に即した課題になると考えております。ブランド戦略展開を一層円滑にするためには、こういった問題も早々に解決するために取り組んでいかなければならないと考えております。

これらの課題については世界的にもリーダーシップを取って、解決できるものもあるかと思っておりますので、これまでのようなグローバルスタンダードに合わせるための改定にとどまらず、海外制度が日本の先進的な新制度に合わせて改定していただけるような制度づくりにも一緒に取り組ませていただきたいと考えている次第です。

最後になりますけれども、ブランドを意識したタイトルを掲げていただいたことは個人的に高く評価させていただいております。私自身、日頃言及している、「ブランドは究極の知的財産」ということに基づく知財活動が勇気づけられた思いでもあります。いかなる優れた技術や特許技術であっても、ブランド戦略に基づく能動的なブランディング努力がなければ、相応の経済効果に結び付けることは難しいと考えておりますので、今、国を挙げて重要な一步を踏み出したと考えております。いいものづくりをして、あとは放っておくのではなく、ポストイノベーション活動の重要性のメッセージになればと期待しております。まさしく、“Do branding, Not be branded” だと思っております。知的財産としての商標の重要性の認識が高まるよう、今後も支援させていただきたいと思っております。

委員の皆様、また事務局の皆様、本当にありがとうございました。

○田村委員長 どうもありがとうございました。御質問というより御意見と承りました。

審議の効率性も鑑みまして、事務局からの応答に関しましては、一通り、皆様から御意見、御質問を頂いてからにいたしたく思います。ほかに御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、もし事務局の方からお話がありましたら、お願いいたします。

○根岸商標制度企画室長 御意見いただきまして、ありがとうございます。今後も商標制度の課題、ブランド戦略に資するような課題について検討を続けてまいりたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○田村委員長 どうもありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

もしよろしいということでしたら、報告書案「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」の方向性については御了解を得られたものと考えますが、御異議ございませんでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、本委員会として、この方向性について御了解いただいたものと認めます。

報告書案につきましては、今後、パブリックコメントを開始したいと思います。なお、パブリックコメントに付すに当たって、技術的修正などが必要になった場合につきましては、委員長である私に一任いただければと思いますが、皆様、御異議ございませんでし

うか。——ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。最後に今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。本報告書案につきましては、今後、仮に必要な修正がございましたら、委員長に御相談をした上で、1か月程度の期間を確保して、パブリックコメントに付したいと思います。パブリックコメントを踏まえた報告書の取りまとめにつきましては、委員長と御相談の上、おって皆様に御連絡させていただきます。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第11回商標制度小委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉 会